

議案第 14 号

飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例について

飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

岐阜県医学生修学資金貸付制度の第 1 種修学資金に対する市の負担分を本基金の対象事業とするための改正

飛驒市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する 条例

飛驒市医療・福祉体制整備基金条例（平成24年飛驒市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「定める事業」の次に「並びに岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成24年岐阜県規則第26号）に定める第1種修学資金（同資金対象者における地域医療コース入学者のうち飛驒市出身者の修学資金に限る。）貸付に係り岐阜県との協議による飛驒市負担分を拠出する事業」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

飛騨市医療・福祉体制整備基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 飛騨市医師養成資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第24号）及び飛騨市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第25号）の規定に基づく資金を貸与する事業並びに医療・福祉に関する専門人材に就職準備資金を貸与するものとして規則で定める事業</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、飛騨市医療・福祉体制整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>以下 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 飛騨市医師養成資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第24号）及び飛騨市看護師等修学資金貸与条例（平成24年飛騨市条例第25号）の規定に基づく資金を貸与する事業並びに医療・福祉に関する専門人材に就職準備資金を貸与するものとして規則で定める事業並びに<u>岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成24年岐阜県規則第26号）</u>に定める第1種修学資金（同資金対象者における地域医療コース入学者のうち飛騨市出身者の修学資金に限る。）貸付に係り<u>岐阜県との協議による飛騨市負担分を拠出する事業</u>に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、飛騨市医療・福祉体制整備基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>以下 略</p>

飛騨市医療・福祉体制整備基金条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

岐阜県医学生修学資金貸付制度の第1種修学資金に対する市の負担分を本基金の対象事業とするための改正

2 改正の内容

岐阜県医学生修学資金貸付制度において、岐阜大学医学部医学科地域枠に新設される地域医療コースの医学生に対して県が貸し付ける修学資金であるが、市町村が自市町村出身学生に対する当該貸付について、県へ規定の費用負担をすることで当該学生への貸付月額が倍額の20万円となる制度（医師となって2年間の初期臨床研修修了後に、出身市町村で少なくとも2年間勤務することで返還免除となる。）が新設された。これを受け、この県への負担金の財源を、医学生及び看護学生の修学資金の貸与等の事業の財源として運用している本基金を活用して運用できるよう、本基金の対象事業として岐阜県医学生修学資金貸付制度における県へ負担金を拠出する事業を追加する。

3 施行日 平成31年4月1日